

公益財団法人大学基準協会

公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則

平 28. 5. 23 決定

平 30. 7. 31 改定

平 30. 9. 7 改定

令 4. 11. 9 改定

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）における公的研究費の不正使用に係る調査等に関して、「公益財団法人大学基準協会公的研究費取扱規程」の関係規定に基づき、必要な事項を定める。

(予備調査)

第2条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する通報（以下「通報」という。）を受理した旨の報告を受けた場合、当該通報を受理した日から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断しなければならない。

2 統括管理責任者は、報道機関等の外部機関から通報を受理した場合においても、前項と同様に取り扱うものとする。

3 統括管理責任者は、当該公的研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）、文部科学省等に、前2項に規定する調査の要否を報告しなければならない。

(調査委員会)

第3条 統括管理責任者は、前条により調査の実施を決定した場合、公的研究費の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、以下の各号に定める委員をもって組織する。

一 統括管理責任者

二 最高管理責任者が指名する者 若干名

三 本協会外の弁護士、会計士等 若干名

三 その他最高管理責任者が必要と認める者

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 第2項の各号に定める委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で

なければならない。

(任務)

第4条 調査委員会は、不正の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について調査し、認定を行うものとする。

(最高管理責任者及び配分機関等への報告、協力等)

第5条 調査委員会は、研究費不正使用に係る調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について最高管理責任者及び配分機関等に報告又は協議しなければならない。

- 2 調査委員会は、通報を受領した日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者及び配分機関等に提出しなければならない。
- 3 調査委員会は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を最高管理責任者及び配分機関等に提出するものとする。
- 4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者及び配分機関等に報告するものとする。
- 5 調査委員会は、最高管理責任者から求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を最高管理責任者及び配分機関等に提出するものとする。
- 6 調査委員会は、最高管理責任者及び配分機関等から当該事案に係る資料の提出又は閲覧の求めがあった場合は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第6条 最高管理責任者は、必要に応じて調査対象者に対し調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。

(関係者の保護等)

第7条 最高管理責任者は、調査対象者の公的研究費の不正使用が存在しないとの認定があった場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第8条 調査委員会の委員及びその事務を行う職員は、この取扱要領に基づく公的研究費の不正使用に係る調査により知り得た情報を正当な理由なしに、他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この取扱要領に定めるもののほか、調査委員会の手続等及び運営に関して必要な事項は、調査委員会において別に定める。

(事務)

第10条 調査委員会に関する事務は、関係部署の協力を得て評価研究部が行う。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則 (平成28年5月23日)

この取扱要領は、平成28年5月23日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日)

この取扱要領は、平成30年7月31日から施行する。

附 則 (平成30年9月7日)

この取扱要領は、平成30年9月7日から施行する。

附 則 (令和4年11月9日)

この細則は、令和4年11月9日から施行する。